

第8次医療計画の中間見直しについて

関連法令

- 医療法第30条の4第1項に基づき、都道府県は基本方針（及び地域医療構想（R9.4～））に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。
- 現行の医療計画の期間は令和6年度（2024）から令和11年度（2025）までの6年間。医療法第30条の6の規定に基づき、在宅医療その他必要な事項について、現行計画の3年目に当たる令和8年度中に中間見直しを行うこととされている。

中間見直しの基本的な考え方

- 令和8年度に策定予定の新たな地域医療構想が、令和9年度以降は医療計画の上位計画となるため、今後、医療計画は、地域医療構想に即した実行計画へと位置付けが変わる。
- 国では新たな地域医療構想の策定にかかるガイドライン等を策定中。
- こうしたことから、今回の中間見直しでは全面改定は行わず、早急な見直しを要する箇所についてのみ追加・変更することとする。

【見直しを要する例】

- （1）国の「地域医療構想医療計画の見直し等に関する検討会」による意見に基づく内容
- （2）上記（1）を踏まえて見直しを行った国の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に基づく内容
- （3）このほか、本県の状況変化に伴う必要に応じた見直し

スケジュール

R8.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
										医療審議会委員改選(1.16)		
令和7年度第2回医療審議会			第1回医療計画部会						見直し案の取りまとめ(計画全体)	第1回医療審議会・部会委員選任	第2回医療計画部会	第2回医療審議会
各検討会等による見直し案の検討											パブリックコメント	

地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- 地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- 医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- 医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- 外来医療計画に関する事項
- その他本検討会が必要と認めた事項



連携

その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

【検討事項】

- 在宅医療に関する事項
- 医療・介護連携に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

【検討事項】

- 小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

救急医療等に関するWG

【検討事項】

- 救命救急センターに関する事項
- 救急搬送に関する事項 等

災害医療・新興感染症医療に関するWG

【検討事項】

- 災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等

検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～	議論の開始
秋頃	中間とりまとめ
12月～3月	とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討